

キャッシュカード規定（法人）

1. カードの利用

普通預金（利息のつかない普通預金を含みます。以下同じです。）について発行したキャッシュカードは、それぞれ当該預金口座について、預入れ・払戻し・振込・振替・残高照会・通帳記入などの取引が可能な機器（以下「自動機」といいます。）を使用して、次の場合に利用することができます。

- (1) 当金庫、全国しんきんネット加盟の信用金庫（以下「提携金庫」といいます。）、郵便局の自動機を使用して普通預金（以下「預金」といいます。）に預入れをする場合
- (2) 当金庫、提携金庫、郵便局の自動機を使用して預金の払戻しをする場合
- (3) 当金庫の自動機を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合
- (4) 当金庫の自動機を使用して預金の残高照会等、当金庫所定の取引をする場合

2. 自動機による預金の預入れ

- (1) 自動機を使用して預金に預入れをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカード（またはカードと通帳）を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 自動機による預入れは、自動機の機種により当金庫、提携金庫、郵便局所定の種類の紙幣および硬貨（自動機の機種により硬貨の取扱いができない場合があります。）に限ります。

また1回あたりの預入れは、当金庫および預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. 自動機による預金の払戻し

- (1) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 自動機による払戻しは、自動機の機種により当金庫または提携金庫、郵便局所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当金庫、提携金庫、郵便局所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは、当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と後記5. に規定する自動機利用手数料額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。

4. 自動機による振込

- (1) 自動機を使用して振込資金を預金口座から振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当金庫所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当金庫所定の金額の範囲内とします。

5. 自動機利用手数料等

- (1) 自動機を使用して預金の預入れまたは預金の払戻しをする場合には、当金庫、提携金庫、郵便局所定の自動機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携金庫、郵便局の自動機利用手数料は、当金庫から提携金庫、郵便局に支払います。
- (3) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

6. 代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込

- (1) 代理人(1名に限ります。)による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、代表者から代理人の氏名、暗証番号を届出てください。この場合、当金庫は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は法人名義となります。
- (3) 代理人のカード利用についても、この規定を適用します。

7. 自動機が故障時等の取扱い

- (1) 停電、故障等により自動機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でカードにより預金の預入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等により自動機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫が自動機故障時などの取扱いとして定めた金額を限度として当金庫本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。
- (3) 前記(1)、(2)による預入れおよび払戻しをする場合には、カードを提出し、所定の入金票にカードの口座番号、法人名、代表者名、金額を記入のうえ、または払戻請求書にカードの口座番号、法人名、代表者名、金額その他の必要事

項を記入のうえ、当金庫所定の手続に従ってください。この場合、払戻請求書に所在地、電話番号等の記入を求めることがあります。

(4) 停電、故障等により自動機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前(2)によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

(5) 当金庫および提携先の自動機等が停電、故障等の場合は取扱いを一時停止することがあります。

8. カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額および振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当金庫の自動機で使用された場合または当金庫本支店の窓口で提出された場合に行ないます。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

9. 偽造カード等による払戻し等

カードが偽造または変造により不正利用され生じた払戻しにかかる損害については、当金庫は責任を負いません。但し、この払戻しがカードおよび暗証番号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合の責任については、このかぎりではありません。

10. 盗難カードによる払戻し等

カードが盗難されたことにより不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、当金庫は責任を負いません。

11. カードの紛失、届出事項の変更等

(1) カードを紛失した場合には、直ちに代表者から書面によって当店に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。

この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) 前項の届出の前に、カードを紛失した旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって当店に届出てください。

(3) 法人名、代表者、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(4) 暗証番号は、当金庫所定の自動機を使用して変更することができます。自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証番号そ

他の所定の事項を入力してください。この場合、第3項による届出の必要はありません。

(5) カードの盗難・紛失等の場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(6) カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

1 2. 暗証番号の照合等

(1) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証番号は他人に知られないようにしてください。

(2) 当金庫が、カードの電磁的記録によって、自動機の操作の際に使用されたカードを当金庫が交付したのものとして処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金の払戻しをしたうへは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫および提携先は責任を負いません。

(3) 当金庫または提携金庫の窓口においてカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いした場合にも前項と同様とします。

1 3. 自動機への誤入力

(1) 自動機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、提携金庫、郵便局の自動機を使用した場合の提携金庫、郵便局の責任についても同様とします。

(2) カードによる窓口での預金の預入れまたは払戻しする際に、当金庫所定の入金票または払戻し請求書への金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

1 4. 解約、カードの利用停止等

(1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。また、当金庫普通預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。

(2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断わりすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。

(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であること

を確認できたときに停止を解除します。

①第13条に定める規定に違反した場合

②預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当金庫が別途表示する一定の期間が経過した場合

15. 譲渡・質入れ等の禁止

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

16. 規定の適用

この規定に定めのない事項については、当金庫普通預金規定および振込規定により取扱います。

17. 規定の変更

当金庫は、お客さまに事前に通知することなく、本規定に記載の内容を店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更することができるものとします。変更日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

以 上
2020年4月改定

ICカード特約

1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、当金庫が発行するカードのうち、ICチップが付加されたカード(以下「ICカード」といいます。)を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、当金庫が発行するICカードの各規定(以下「カード規定」といいます。)の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫カード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫カード規定により取扱うものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫カード規定の定義によるものとします。

2. (ICカードの利用)

ICカードは、次の場合に利用することができます。

- (1) 当金庫所定のICカードが利用できる預金機を使用して預金に預入れをする場合
- (2) 当金庫所定のICカードが利用できる支払機を使用して預金の払戻しをする場合
- (3) 当金庫所定のICカードが利用できる振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
- (4) その他当金庫所定の取引をする場合

3. (ICカードの有効期限)

- (1) ICカードの有効期限は、ICカード上に表示された年月の末日までとします。
なお、有効期限表示のないカードについては一律で西暦2049年12月が有効期限となります。
- (2) ICカードの有効期限経過後は、ICカードの利用はできません。
- (3) ICカードの有効期限が到来する場合には、有効期限を更新した新しいICカードを事前に送付します。有効期限が到来したICカードは当店に返却していただくか、本人の責任においてICチップ部分と磁気ストライプ部分を切断のうえ破棄してください。

4. (ICカード発行時における手数料の取扱い)

新規発行、更新、再発行でのICカード発行手数料は無料です。但し、盗難・紛失等による再発行に際しては、当金庫所定の手数料をいただきます。

以 上